

第47期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年6月26日（水曜日）
午前10時（開場：午前9時）

開催場所

粕屋町立生涯学習センター
サンレイクかすや さくらホール
福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目6番1号

目次

■ 第47期定時株主総会招集ご通知	1
■ 添付書類	
事業報告	3
連結計算書類	17
計算書類	19
監査報告書	21
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	25
第2号議案 定款一部変更の件	26
第3号議案 取締役7名選任の件	28

証券コード2924
2019年6月10日

株 主 各 位

福岡県糟屋郡粕屋町戸原東二丁目1番29号

イフジ産業株式会社

代表取締役社長 藤 井 宗 徳

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日(水曜日) 午前10時(開場:午前9時)
2. 場 所 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目6番1号
粕屋町立生涯学習センター サンレイクかすや さくらホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第47期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第47期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役7名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.ifuji.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

- (1) 連結株主資本等変動計算書
- (2) 連結計算書類の連結注記表
- (3) 株主資本等変動計算書
- (4) 計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した書類の一部であります。

◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.ifuji.co.jp>) に掲載させていただきます。

【お知らせ】

◎お土産をご用意しておりますが、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績の改善や雇用環境の緩やかな回復が見られるものの、世界的な貿易摩擦への懸念や物価の上昇等により消費者の節約志向が高まってきており、不透明な状況になってきました。

食品業界におきましては、原材料価格の上昇や人件費の高騰等による商品の値上げや内容量の減量（実質値上げ）等により、消費者の生活防衛意識が強まってきております。

このような状況の中、当社グループの当連結会計年度の業績につきましては、売上高は前連結会計年度に比べ4.8%減の13,711百万円となりました。これは主に、鶏卵関連事業において連結会計年度における過去最高の販売数量となったものの、鶏卵相場（全農東京M基準値）が前期比で約15.3%（約31.0円）低下したため、連動する販売単価も大きく低下したことによるものであります。

損益につきましては、鶏卵関連事業において販売数量が好調に推移したことに加え、鶏卵相場の低下に伴い原料仕入単価も低下したこと等により、営業利益は同16.3%増の806百万円、経常利益は同16.7%増の828百万円となり、それぞれ5期連続の増益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ特別利益の計上が少なかったこと等により同0.6%減の552百万円となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

①鶏卵関連事業

当セグメントにおきましては、主要な商品である液卵の製品販売単価及び原料仕入単価が鶏卵相場に連動して変動するものが多く、鶏卵相場が高く推移した場合は製品販売単価及び原料仕入単価ともに高く推移し、低く推移した場合は製品販売単価及び原料仕入単価ともに低く推移する傾向にあるため、製品販売単価と原料仕入単価の差益を一定額以上確保するとともに販売数量を伸ばす努力をしております。

当セグメントにおける業績の重要な指標である販売数量につきましては、主要販売先である製菓・製パンメーカー向けへの販売が堅調だったこと等により前連結会計年度に比べ4.9%増となりました。売上高につきましては、販売数量は増加したものの鶏卵相場が低下したことによる製品販売単価の低下により、液卵売上高は前連結会計年度に比べ5.0%減の11,602百万円となりました。また、加工品売上高は仕入販売の減少等により同13.9%減の498百万円、その他売上高は同10.9%減の402百万円となりました。この結果、当連結会計年度の合計の売上高は、同5.6%減の12,502百万円となりました。

セグメント利益につきましては、販売数量が増加したことや鶏卵相場の低下に伴い原料仕入単価も低下したこと等により前連結会計年度に比べ17.5%増の745百万円となりました。

②調味料関連事業

当セグメントの売上高につきましては、取引先の新商品やリニューアル商品の原料として採用された当社既存製品の販売増等により、前連結会計年度に比べ5.4%増の1,234百万円となりました。セグメント利益につきましては、主に組織体制の見直しに伴う人件費の増加及び一時的な費用の発生等により同0.3%減の47百万円となりました。

③その他

当セグメントにつきましては、売上高は前連結会計年度に比べ1.0%増の25百万円となり、セグメント利益は同21.7%増の12百万円となりました。

(2) 当社の事業所別売上高

(単位：千円、%)

	前 期	構 成 比	当 期	構 成 比	前期比増減
関 東 事 業 部	5,649,838	42.6	5,262,593	42.0	△387,244
関 西 事 業 部	3,155,899	23.8	3,022,026	24.1	△133,872
福 岡 事 業 部	2,680,624	20.2	2,560,192	20.5	△120,432
名 古 屋 事 業 部	1,758,360	13.2	1,658,058	13.2	△100,301
小 計	13,244,723	99.8	12,502,870	99.8	△741,852
太 陽 光 発 電	24,193	0.2	24,496	0.2	302
合 計	13,268,916	100.0	12,527,366	100.0	△741,550

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資総額は、242百万円となりました。これは主に、鶏卵関連事業における液卵製造設備の更新210百万円等によるものであります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関からの借入により350百万円を調達いたしました。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 44 期 (2016年 3月期)	第 45 期 (2017年 3月期)	第 46 期 (2018年 3月期)	第47期(当連結会計年度) (2019年 3月期)
売 上 高 (千円)	14,478,249	14,248,396	14,396,208	13,711,916
経 常 利 益 (千円)	665,086	681,300	710,114	828,939
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	434,952	533,492	555,345	552,128
1株当たり当期純利益 (円)	52.21	64.04	66.67	66.28
総 資 産 (千円)	9,631,283	10,650,648	10,972,988	10,710,815
純 資 産 (千円)	4,443,376	4,869,258	5,294,187	5,702,717
1株当たり純資産額 (円)	533.35	584.53	635.58	684.63

(注) 1 第47期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記(1)「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

2 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度から適用しており、前連結会計年度に係る財産及び損益の状況の推移については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 44 期 (2016年 3月期)	第 45 期 (2017年 3月期)	第 46 期 (2018年 3月期)	第47期(当事業年度) (2019年 3月期)
売 上 高 (千円)	13,278,595	13,029,929	13,268,916	12,527,366
経 常 利 益 (千円)	607,567	644,901	691,717	804,043
当 期 純 利 益 (千円)	391,463	503,137	543,662	538,244
1株当たり当期純利益 (円)	46.99	60.40	65.27	64.62
総 資 産 (千円)	8,868,948	9,903,170	10,217,701	9,965,912
純 資 産 (千円)	3,999,016	4,394,541	4,807,788	5,202,433
1株当たり純資産額 (円)	480.01	527.55	577.19	624.57

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度から適用しており、前事業年度に係る財産及び損益の状況の推移については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

(6) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境といたしましては、物価の上昇等により、消費者の節約志向が高まり、更なる生活防衛意識の強まりが懸念されます。

このような状況を踏まえ当社グループは、以下の施策をもってシェアの拡大と安定した利益計上を目指してまいります。

① 鶏卵関連事業

販売面においては、お客様が求める品質の商品を安定的に供給することを使命とし、お客様に適した商品やサービスを提供し、適正価格でご提供できるよう努力してまいります。

購買面においては、営業と購買が相互に連携し、販売数量の予測をもとに原料の必要量を予測するスピードを上げ、市況動向を注視しながら最良の原料調達と在庫政策を行うべく努力してまいります。

製造面においては、品質第一とし、関東事業部に続き、他事業部への食品安全マネジメントシステムの導入や最新鋭設備の新設及び既存設備の更新等を積極的に行い、お客様により安全・安心な製品を供給するべく努力してまいります。

② 調味料関連事業

販売面においては、営業と研究開発で相互に連携し、同行営業等によりお客様のニーズを迅速に新商品の開発に反映させ、生産技術を活用し、主力である即席めん・ふりかけ業界以外にスナック菓子業界等への提案を強化し、販路拡大に努力してまいります。

製造面においては、品質向上・生産効率向上のための設備更新や生産ラインの見直し等を積極的に行い、安全・安心な製品を製造することを第一の目標とし、社員の意識改革により品質保証体制の構築及び経費削減を進め、またシステム活用及び多能工化による人員の効率化により製造効率の向上に努力してまいります。

③ その他

太陽光発電事業において安定した利益を確保できるよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な子会社の状況

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)
日本化工食品株式会社	福岡県糟屋郡粕屋町	95,000	業務用粉体調味料及び顆粒調味料等の製造販売	100.0

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(8) 主要な事業内容

鶏卵関連事業……液卵及び卵加工品の製造及び仕入販売
調味料関連事業…業務用粉体調味料及び顆粒調味料等の製造販売

(9) 事業所

①当 社

本 社 (福岡県糟屋郡) 福 岡 事 業 部 (福岡県糟屋郡) 関 西 事 業 部 (京都府綴喜郡)
名古屋事業部 (愛知県安城市) 関 東 事 業 部 (茨城県水戸市)

②日本化工食品(株)

本 社 (東京都中央区) (注)登記上の本店所在地 福岡県糟屋郡粕屋町
千 葉 工 場 (千葉県市原市)

(10) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
144名	11名増

(注) 1. 従業員数には臨時従業員の期中平均雇用人数(355名)は含んでおりません。
2. 臨時従業員には、パートタイム従業員及びアルバイトを含み、派遣社員は除いております。

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
110名	10名増	39才 6ヶ月	13年 3ヶ月

(注) 1. 従業員数には臨時従業員の期中平均雇用人数(330名)は含んでおりません。
2. 臨時従業員には、パートタイム従業員及びアルバイトを含み、派遣社員は除いております。

(11) 借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,766,000 ^{千円}
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	278,625
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	200,000
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	167,500
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	135,000
株 式 会 社 京 都 銀 行	109,183
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	80,200

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,792,000株
 (2) 発行済株式の総数 8,329,642株 (自己株式15,728株を除く)
 (3) 株主数 5,912名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
藤井宗徳	1,193,310株	14.33%
宇高紫乃	675,660	8.11
藤井智徳	543,810	6.53
株式会社福岡銀行	394,850	4.74
宇高真一	375,700	4.51
宇高和真	373,000	4.48
藤井将徳	348,250	4.18
藤井泰子	328,965	3.95
藤井徳夫	240,175	2.88
宇高悠真	240,100	2.88

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役創業者会長	藤 井 徳 夫	
代表取締役社長	藤 井 宗 徳	日本化工食品株式会社代表取締役社長
常 務 取 締 役	池 田 賢次郎	関東事業部長 名古屋事業部担当
取 締 役	坂 本 勇	関西事業部長 福岡事業部担当
取 締 役	原 敬	総務部長
取 締 役	見 島 正 文	購買統轄部長 製造統轄部担当
取 締 役	川 原 正 孝	株式会社ふくや代表取締役会長
取 締 役	山 村 正 幸	
監査役（常勤）	高 宮 哲 郎	
監 査 役	近 藤 隆 志	
監 査 役	酒 井 善 浩	株式会社ビッグモーター社外監査役

- (注) 1. 取締役川原正孝氏及び山村正幸氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届けております。
2. 監査役高宮哲郎氏、近藤隆志氏及び酒井善浩氏は、いずれも会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届けております。
3. 監査役酒井善浩氏は、中小企業診断士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 日本化工食品株式会社は、当社が発行済株式数の100%を保有する連結子会社であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 役員報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	8名	167,200千円
監 査 役	3名	6,564千円
合 計 (う ち 社 外)	11名 (5名)	173,764千円 (8,964千円)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当22,824千円を支払っております。
2. 2012年6月27日開催の定時株主総会決議による取締役報酬限度額は年額3億円以内、また、2006年6月27日開催の定時株主総会決議による監査役報酬限度額は年額5,000万円以内であります。
3. 役員の報酬等の額の決定については、役員報酬規程に基づき、職務・資格・業績等を勘案した上で取締役会及び監査役会で決定しております。なお、社外取締役及び監査役については月額報酬のみを支給しており、業績により変動する要素はありません。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

川原正孝氏は、株式会社ふくやの代表取締役会長を兼職しております。なお、株式会社ふくやに当社の製品を販売しておりますが、僅少であります。

酒井善浩氏は、株式会社ビッグモーターの社外監査役を兼職しております。なお、当社と株式会社ビッグモーターとの間には、特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	川 原 正 孝	当年度開催の取締役会には13回中12回に出席し、議案審議等について、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	山 村 正 幸	当年度開催の取締役会には13回すべてに出席し、議案審議等について、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	高 宮 哲 郎	当年度開催の取締役会には13回すべて、また、監査役会には12回すべてに出席するとともに、主要事業部及び子会社への往査を行い、常勤監査役として必要に応じて当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	近 藤 隆 志	当年度開催の取締役会には13回中12回に出席し、また、監査役会には12回すべてに出席し、監査役として必要に応じて当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	酒 井 善 浩	当年度開催の取締役会には13回すべてに出席し、また監査役会には12回すべてに出席し、主に経営及び財務に関する見地から、適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

5. 業務の適正を確保するための体制並びに当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針について、下記のとおり決議しております。

(1) 事業運営の基本方針

当社の経営活動の根幹をなす「経営理念」は以下のとおりとする。

【経営理念】

わが社は、高い倫理観を保ち、浮利を追わず、質実剛健と先憂後楽の社風を確立して、社業の発展に努め、以って、取引先、従業員並びに株主に対する企業責任を全うし、社会に貢献することを旨とする

(2) 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務遂行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①当社並びに子会社の取締役及び使用人が、法令・定款・当社の経営理念及び社会規範を準拠した行動をとるためにコンプライアンス規程を定めている。また、「企業活動の基本方針と行動指針～私たちの行動基準～」を制定し、その活動を統括する組織として、代表取締役社長直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体が高い倫理観を維持・向上するように推進する。
- ②代表取締役社長直轄の内部監査室が当社及び子会社の事業に関する法令・定款等の遵守状況について定期的な監査を行い、その結果をリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に報告をするものとし、必要な場合は、本社及び各事業部並びに子会社に是正等を命じる。
- ③当社及び子会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

(3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役は、その職務執行に係る情報については、文書管理規程、文書整理及び保存規程、個人情報保護規程に基づき、これを適切に保存し、管理する。
- ②取締役及び監査役は、いつでもこれらの情報を閲覧できる。

(4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理に関する体制を整備するため、代表取締役社長直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を組織し、当社グループ全体のリスク管理を行う。
- ②その下部組織として営業、製造、購買、経営、子会社の各部会を設置し、部会ごとに配置されたリスクマネジメント推進者を中心として、現状の問題点や将来発生が予測されるリスクについて分析・評価を行い優先順位に基づき対策を策定する。
- ③各部会の構成員は、それぞれの所属する事業部または子会社において日常のリスク管理や業務を通してリスクの教育研修活動を行う。
- ④内部監査室は、各部門等におけるリスク管理の状況について定期的に監査を実施し、必要に応じてその結果をリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に報告し、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、必要に応じて是正勧告を行う。

- (5) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役会は、原則毎月1回開催するほか必要に応じ適宜開催し、経営に関する重要事項を決定する。また、各取締役は担当業務に関する執行状況を互いに報告する。
 - ② 当社及び子会社の取締役は、取締役会規程等の社内規則に基づく職務権限、意思決定ルールにより取締役の職務の役割分担、責任・権限を明確にし、適正かつ効率的に職務執行を行う。
- (6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、子会社の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社に関する管理基準を関係会社管理規程に定め企業集団の業務の適正化に努める。
 - ② 子会社の経営については、当社取締役もしくは幹部社員を取締役として派遣し、事業内容の定期的な報告や重要案件については事前協議を行うなど、当社の業務方針に沿った業務執行を行うとともに、業務執行を監督する。
 - ③ 当社グループは、規模・事業特性に応じた内部統制システムを構築し、その適切な運用により財務報告の信頼性を確保する。
- (7) 当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役が監査役会の運営事務その他の職務執行につき補助すべき使用人の設置を求めたときは、監査役と協議のうえ使用人を配置する。
 - ② 監査役を補助すべき使用人は、監査役会に所属し、取締役の指揮命令に服さないものとし、指揮命令権は監査役が有する。
 - ③ 監査役を補助すべき使用人の人事に関する事項については、事前に監査役会の同意を得るものとする。
- (8) 当社の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、直ちに監査役に報告する。
 - ② 監査役は、必要に応じて随時、取締役及び使用人から報告または情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとし、取締役及び使用人は、これに迅速・的確に対応する。
 - ③ 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを一切行わないものとする。

- (9) 当社の監査役の職務の遂行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務の遂行によって生ずる費用及び債務並びにそれらの処理について、当該費用が当該監査役の職務の遂行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに支払うものとする。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うなど、意思の疎通を図る。
 - ②監査役は、取締役会のほか、取締役の重要な職務執行を審議する会議に出席することができる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) 法令遵守への取組状況

当社グループの「企業活動の基本方針と行動指針～私たちの行動基準～」冊子及び「企業活動の基本方針と行動指針～私たちの行動基準～」を抜粋した携行用カードを当社及び子会社の全役職員に所持させ、コンプライアンス研修を年2回定期的に開催するなどコンプライアンス意識の向上に努めております。

また、社外に公益通報者通報窓口を設け、不正行為等の早期発見に努めております。

(2) 重要な会議の開催状況

当事業年度において取締役会を13回開催し、経営に関する重要な意思決定を行うとともに、子会社を含めた部長等で構成する事業部長会議を11回開催し、取締役の業務執行状況の確認を行いました。

常勤監査役はそれぞれの会議に常時出席し、取締役の職務執行の監査を行っております。

(3) 取締役会の評価

当社取締役会は、取締役会の実効性と透明性を高め、更なる企業価値向上を目的として、次のとおり取締役会評価を実施しました。

①評価の方法について

全取締役・監査役に対し、2017年度の取締役会の実効性に関する全25項目の質問表を配布、回答を得ました。

②評価結果の概要

上記の回答内容について取締役会で議論した結果、当社の取締役会の実効性は総じて確保されていると分析・評価しました。

取締役会の規模や構成、運営状況、実際の議論の状況等概ね適切であり、深みのある議論の場として一段と充実してきていると判断いたしております。一方で、十分な審議機会の確保等については、更なる工夫・改善を図っていく方向で取締役・監査役から建設的な意見が示されました。

③今後の対応

今回の評価結果及びかかるプロセスの中で各取締役・監査役から提示された多様な意見を踏まえて、継続的に取締役会全体の実効性の向上に取り組んでまいります。

(4) 損失の危険の管理

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会規程に基づき、当事業年度において代表取締役社長直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を年12回開催し全体的なリスク管理を行うと共に、各部会の取組状況等の進捗管理を行い、その内容を適宜取締役会に報告し協議を行うなど、損失の危険の管理の強化に努めました。

(5) 監査役の監査

当事業年度において監査役会を12回開催し、監査方針等の協議決定及び監査結果報告を行いました。監査役は、取締役会やその他重要な会議に出席し適時意見を述べた他、内部監査室や会計監査人と相互連携し、監査の実効性確保に努めております。

また、監査役は代表取締役とその内容について定期的に意見交換を行っております。

なお、第44期事業年度より定期的に社外取締役との意見交換会を行っております。

(6) 反社会的勢力排除への取り組み状況

お取引先様との契約書等への反社会的勢力排除条項の挿入を始めとした取組みを継続して実施しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する適切な利益還元を重要な経営目標と位置づけております。

また、当社の属する液卵業界において市場競争力を確保し、シェア及び収益の向上を図るためには、製造設備、研究開発等の積極的な投資が必要であると考えております。

株主の皆様に対する利益還元としては、経営体質の強化や今後の事業展開を勘案し、連結ベースで目標配当性向25%~30%、中間配当及び期末配当の年2回としております。

当連結会計年度につきましては、中間配当8円を実施し、期末配当は普通配当9円を予定しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,584,225	流動負債	2,558,092
現金及び預金	2,303,522	支払手形及び買掛金	745,216
受取手形及び売掛金	2,185,569	短期借入金	938,188
商品及び製品	816,022	未払法人税等	177,673
仕掛品	47,701	未払消費税等	45,392
原材料及び貯蔵品	213,364	賞与引当金	70,638
その他の	21,645	その他	580,983
貸倒引当金	△3,600	固定負債	2,450,005
固定資産	5,126,590	長期借入金	1,798,320
有形固定資産	4,964,956	長期未払金	567,235
建物及び構築物	1,948,762	繰延税金負債	58,377
機械装置及び運搬具	1,010,586	その他	26,072
土地	1,915,929		
その他	89,677		
無形固定資産	7,768	負債合計	5,008,098
投資その他の資産	153,865	純資産の部	
投資有価証券	134,408	株主資本	5,645,105
その他	20,657	資本金	455,850
貸倒引当金	△1,200	資本剰余金	366,338
		利益剰余金	4,829,919
		自己株式	△7,002
		その他の包括利益累計額	57,611
		その他有価証券評価差額金	57,611
		純資産合計	5,702,717
資産合計	10,710,815	負債・純資産合計	10,710,815

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		13,711,916
売 上 原 価		11,057,299
売 上 総 利 益		2,654,617
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,848,170
営 業 利 益		806,447
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	78	
受 取 配 当 金	1,670	
受 取 賃 貸 料	24,087	
そ の 他	9,211	35,047
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,555	12,555
経 常 利 益		828,939
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	500	
受 取 保 険 金	14,310	14,810
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	201	
災 害 に よ る 損 失	10,310	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	3,628	14,139
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		829,610
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	296,033	
法 人 税 等 調 整 額	△18,551	277,481
当 期 純 利 益		552,128
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		552,128

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,930,598	流動負債	2,317,582
現金及び預金	2,170,275	買掛金	561,649
受取手形	106,366	短期借入金	937,288
売掛金	1,702,817	未払金	35,397
商品及び製品	740,199	未払法人税等	174,466
仕掛品	15,865	未払消費税等	41,055
原材料及び貯蔵品	176,073	未払費用	474,605
前払費用	16,974	預り金	33,540
その他	3,825	賞与引当金	56,235
貸倒引当金	△1,800	その他	3,345
固定資産	5,035,314	固定負債	2,445,896
有形固定資産	4,645,734	長期借入金	1,795,845
建物	1,788,620	長期未払金	567,235
機械及び装置	968,002	繰延税金負債	56,743
車両運搬具	8,094	その他	26,072
工具、器具及び備品	25,157		
土地	1,798,929	負債合計	4,763,479
建設仮勘定	56,930	純資産の部	
無形固定資産	6,561	株主資本	5,144,822
ソフトウェア	3,475	資本金	455,850
電話加入権	3,085	資本剰余金	366,338
投資その他の資産	383,019	資本準備金	366,322
投資有価証券	134,408	その他資本剰余金	16
関係会社株式	240,000	利益剰余金	4,329,636
出資金	700	利益準備金	40,200
差入保証金	6,401	その他利益剰余金	4,289,436
長期前払費用	509	固定資産圧縮積立金	166,842
その他	2,200	特別償却準備金	17,170
貸倒引当金	△1,200	別途積立金	3,200,000
		繰越利益剰余金	905,423
		自己株式	△7,002
		評価・換算差額等	57,611
		その他有価証券評価差額金	57,611
資産合計	9,965,912	純資産合計	5,202,433
		負債・純資産合計	9,965,912

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		12,527,366
売 上 原 価		10,082,003
売 上 総 利 益		2,445,363
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,687,392
営 業 利 益		757,970
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	58	
受 取 配 当 金	8,700	
業 務 受 託 料	18,000	
受 取 賃 貸 料	24,087	
そ の 他	7,741	58,588
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,515	12,515
経 常 利 益		804,043
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	500	
受 取 保 険 金	13,645	14,145
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
災 害 に よ る 損 失	9,694	9,694
税 引 前 当 期 純 利 益		808,494
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	288,175	
法 人 税 等 調 整 額	△17,924	270,250
当 期 純 利 益		538,244

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

イフジ産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹之内 高 司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺 田 篤 芳 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イフジ産業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イフジ産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

イフジ産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 竹之内 高 司 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 寺田 篤 芳 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イフジ産業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

イフジ産業株式会社	監査役会	
監査役（常勤）	高 宮 哲 郎	㊟
監査役	近 藤 隆 志	㊟
監査役	酒 井 善 浩	㊟

(注) 監査役全員は、会社法に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第47期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金8円を含め、1株につき17円となります。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金9円
総額 74,966,778円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2019年6月27日

2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 300,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 300,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を取締役社長から、あらかじめ取締役会が定めた取締役に変更するものであります。(変更案第15条、第24条)
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、コーポレート・ガバナンスを一層強化するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。(変更案第22条)
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、剰余金の配当等の決定を会社法第459条第1項各号に定める事項について取締役会が定めることができるようにするものであります。(変更案第46条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第14条 (条文省略)	第1条～第14条 (現行どおり)
(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。	(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、 <u>取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会において定めた順序により取締役</u> がこれを招集し、その議長となる。
2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>	(削 除)
第16条～第21条 (条文省略)	第16条～第21条 (現行どおり)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第25条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第46条～第47条 (条文省略)</p>	<p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会において定めた順序により取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第25条～第45条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第46条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</u></p> <p>第47条～第48条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役8名（全員）は任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。なお、取締役候補者の選任にあたりましては、指名・報酬諮問委員会の諮問を受けたうえで決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席率
1	ふじ 藤 井 徳 夫 再任	取締役創業者会長	92.3% (12/13回)
2	ふじ 藤 井 宗 徳 再任	代表取締役社長 指名・報酬諮問委員会委員	100% (13/13回)
3	いけ 池 田 賢 次 郎 再任	常務取締役関東事業部長 名古屋事業部担当	100% (13/13回)
4	はら 原 敬 再任	取締役総務部長	100% (13/13回)
5	み 見 島 正 文 再任	取締役購買統轄部長 製造統轄部担当	92.3% (12/13回)
6	かわ 川 原 正 孝 再任 社外 独立	社外取締役 指名・報酬諮問委員会委員	92.3% (12/13回)
7	やま 山 村 正 幸 再任 社外 独立	社外取締役 指名・報酬諮問委員会委員長	100% (13/13回)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ふじ い とく お 藤井 徳夫 (1941年2月13日)	1964年4月 藤井養鶏場創業 1972年10月 当社代表取締役社長 2014年6月 当社取締役会長 2017年6月 当社取締役創業者会長(現任)	240,175株
	【候補者とした理由】 当社創業者であり、1972年10月から代表取締役社長、2014年6月からは取締役会長として当社の基盤を構築するとともに成長を牽引してきました。その豊富な経験に基づき、グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有していることから選任いたしました。		
2	ふじ い むね のり 藤井 宗徳 (1975年6月2日)	1999年4月 当社入社 2007年6月 当社取締役 2008年3月 当社常務取締役(営業・購買、経営企画担当) 2009年11月 当社専務取締役 2009年11月 日本化工食品株式会社代表取締役社長(現任) 2014年6月 当社代表取締役社長(現任)	1,193,310株
	【候補者とした理由】 1999年入社以来、名古屋事業部、関東事業部責任者、営業、購買、経営企画部門等を担当し当社の成長に貢献。2009年11月から日本化工食品株式会社代表取締役社長(現任)、2014年6月からは当社の代表取締役社長を務め、グループ経営を牽引してきました。当社の代表取締役としてグループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有していることから選任いたしました。		
3	いけ だ けんじろう 池田 賢次郎 (1959年3月29日)	1981年4月 当社入社 1996年4月 当社関東事業部長(現任) 1998年6月 当社取締役 1999年4月 当社名古屋事業部長 2003年6月 当社常務取締役(現任) 2011年6月 当社名古屋事業部担当(現任)	29,265株
	【候補者とした理由】 1981年入社以来、関東事業部、名古屋事業部責任者を担当。1998年6月からは取締役として当社の成長に貢献してきました。経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有していることから選任いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	はら たかし 原 敬 (1971年2月4日)	1994年4月 当社入社 2006年3月 当社経営企画室次長 2009年11月 日本化工食品株式会社取締役工場長 2011年6月 当社取締役総務部長(現任)	11,750株
	<p>【候補者とした理由】</p> <p>1994年入社以来、経営企画、日本化工食品株式会社取締役等を担当。2011年6月からは当社取締役としてグループの成長に貢献してきました。グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有していることから選任いたしました。</p>		
5	み しま まさ ふみ 見島正文 (1957年11月2日)	1982年1月 当社入社 2005年6月 当社営業統轄部長 2011年6月 当社取締役購買統轄部長兼製造統轄部 担当(現任)	17,100株
	<p>【候補者とした理由】</p> <p>1982年入社以来、営業、購買、製造部門責任者を担当。2011年6月からは当社取締役として当社の成長に貢献してきました。経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有していることから選任いたしました。</p>		
6	かわ はら まさ たか 川原正孝 (1950年3月18日)	1973年4月 株式会社福岡相互銀行(現株式会社西 日本シティ銀行)入行 1979年10月 株式会社ふくや入社 1986年4月 同社常務取締役 1994年4月 同社代表取締役副社長 1997年1月 同社代表取締役社長 2014年6月 当社取締役(現任) 2017年4月 株式会社ふくや代表取締役会長(現任)	50,000株
	<p>【候補者とした理由】</p> <p>長年にわたり福岡を代表する食品メーカーの代表取締役社長(2017年4月より代表取締役会長)を務めるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられます。当社の経営を監督し経営全般に助言を行い、企業統治体制強化に寄与していただくため社外取締役として選任いたしました。なお、同氏が代表取締役を務める食品メーカーとの取引はありますが取引額は僅少であり、社外取締役として特に制約を受けずに業務を遂行できると考えております。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	やま むら まさ ゆき 山 村 正 幸 (1941年11月2日)	1964年 4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社み ずほ銀行） 入行 1984年 4月 株式会社ドイツ興銀代表取締役社長 1990年 6月 株式会社日本興業銀行（現株式会社み ずほ銀行） 市場開発部長 1992年 6月 和光証券株式会社（現みずほ証券株式 会社） 常務取締役引受本部長 1999年 6月 和光ファイナンス株式会社（現みずほ 証券プリンシパルインベストメント株 株式会社） 代表取締役社長 2003年 6月 当社取締役 2005年 3月 株式会社エス・エム・エス監査役 2015年 6月 当社取締役（現任）	4,850株
<p>【候補者とした理由】</p> <p>銀行・証券会社等、幅広い業種の経営への参画に基づく豊富な経験と幅広い見識を有しておられます。また、2003年6月より2007年6月まで当社の社外取締役に就任していただき、当社の経営全般に適宜、適切なお意見と助言をいただきました。同氏の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を基に、当社の経営全般に助言を行い、企業統治体制強化に寄与していただくため、社外取締役として選任いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 川原正孝氏及び山村正幸氏は、社外取締役候補者であります。なお、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
3. 当社は、川原正孝氏及び山村正幸氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額を限度とする契約を締結しております。本総会において、両氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
4. 川原正孝氏及び山村正幸氏は、現在当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、川原正孝氏は5年、山村正幸氏は4年となります。

以上

〈× ㄇ 欄〉

招集ノ通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

〈× ㄇ 欄〉

招集ノ通知

事業報告

連結計算書類

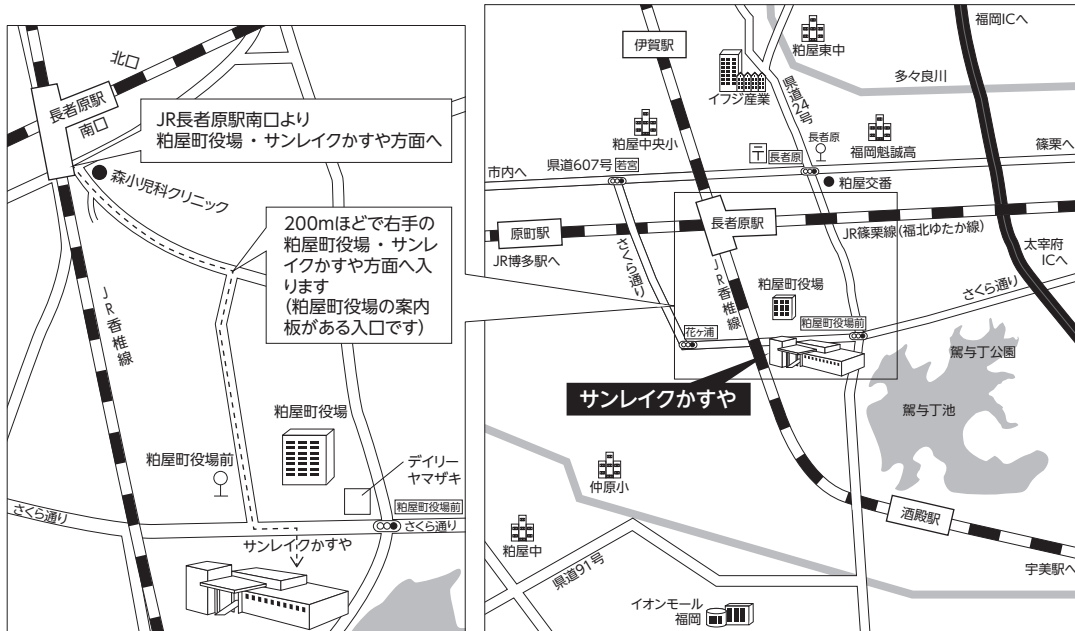
計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図

会 場：粕屋町立生涯学習センター サンレイクかすや さくらホール
福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目6番1号
TEL 092-931-3309



交通のご案内：

1. JRをご利用の場合
福北ゆたか線 博多駅→長者原駅 約13分
香椎線 香椎駅→長者原駅 約15分
長者原駅南口より徒歩7分
2. お車をご利用の場合
九州自動車道 福岡ICから約10分
福岡空港から約15分
3. 西鉄バスをご利用の場合
天神より 日の浦口行き (31番)
長者原下車 徒歩10分
天神より 粕屋町役場行き (31番)
粕屋町役場下車 徒歩1分